

平成 19 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社タカトリ  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 幸三  
(コード番号 6338 大証二部)  
問 合 せ 先 執行役員管理本部長  
大西 正純  
(TEL 0744-24-8580)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策) の導入について

当社は、平成 19 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロ）として、平成 19 年 12 月 21 日開催予定の第 51 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入することを全取締役の賛成により決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株券等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

一方で、突然の大規模買付行為【(下記IV (1) に定義されます。)】が発生した場合には、株主の皆様が当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断して頂くこととなりかねません。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者【(下記IV (1) に定義されます。)】からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間を確保するためのルールを定めることが不可欠であると考え、「株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」(会社法施行規則第 127 条第 2 号ロ)の一つとして、以下のとおり大規模買付ルールを定めるものであります。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和 31 年 10 月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（液晶機器事業・半導体機器事業・MWS（マルチワイヤーソー）事業）に展開を図り、現在に至っております。

当社は、基本方針として、①更なる成長への投資 ②高付加価値製品の開発の強化 ③業務効率の向上と内部管理体制の強化 ④リスク・マネジメントの強化 ⑤環境対応の強化 を掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指す中で、今期を「中長期的な会社の経営戦略」の基礎固めの期と位置づけており、経営の軸足をより中長期的な観点に置くべきであると考えております。

#### ● 更なる成長への投資及び高付加価値製品の開発の強化

当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、技術開発スローガン「Global Innovation “Plus One”」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに ①有望事業機会と結びついた重点強化技術の開発 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び当社とのシナジー効果が見込める企業買収による新規事業創出 ④既存製品の進化 など攻めの経営に積極的に取組み、更なる成長への投資に留保資金を投入してまいります。

なお、これまでの「③他社との技術提携及び当社とのシナジー効果が見込める企業買収による新規事業創出」の取組みとして、以下の協業・協力体制を確立いたしました。

#### （半導体機器分野）

- ・(株)ザイキューブと 3 次元 LSI 実装装置の最適化に向けた共同開発契約を締結いたしました。現在「次世代 3 次元 LSI 貫通電極タイプ高精度貼合せ装置 MMZ-200」の正式リリースに向けて開発中であります（詳細は平成 19 年 2 月 6 日開示）。なお、同開発装置は平成 18 年 12 月に開催されました「セミコン・ジャパン 2006」及び平成 19 年 1 月に開催されました「第 8 回半導体パッケージング技術展」に出展いたしました。
- ・(株)岡本工作機械製作所と共同で 12 インチ・インライン装置の開発を進め、「セミコン・ジャパン 2006」（(株)岡本工作機械製作所ブースにて）出展するとともに、市場投入を開始いたしました。
- ・台湾、中国における更なる市場開拓及び短納期対応のため、台湾の大手電子部品製造装置メーカーとのアライアンスを強化いたしました。

#### （新規事業分野）

- ・(株)メムスコア、化薬マイクロケム(株)、日本化薬(株)と MEMS (Micro Electro Mechanical Systems：微小電気機械システム) の分野において協力体制を構築しました。この協力体制の中で、当社は MEMS 用ドライフィルムレジスト（永久膜）貼付装置（機

種名：VTM-150M)を開発し、(株)メムスコア社内に同装置を設置し、ビジネスチャンスを探求しております。

#### ●内部管理体制の強化及び環境対応の強化

会社法で定められた「株式会社の業務の適正を確保するための体制」を確立するため、内部統制システムの構築を核に、リスク・マネジメントの強化による危機管理（危機防止）の浸透、コンプライアンスの周知徹底等を推進いたします。

また、前期より目標としておりました ISO-14001 を平成 19 年 3 月に取得いたしました。今後も環境マネジメントシステムの継続的改善を推進し、地球環境保全に取り組んでまいります。

また、目標とする経営指標として、ROE(自己資本当期純利益率)10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、現在 2 名の社外監査役を選任しておりますが、社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。ちなみに、第 51 期（平成 19 年 9 月期）においては取締役会を 33 回、監査役会を 12 回開催しております。

今後についても、下記の当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識した上で、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めてまいり所存です。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

1. 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
2. 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
3. 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

### Ⅲ. 大規模買付ルールの概要

#### (1) 目的

当社は、証券取引所上場会社である以上、大規模買付行為に対する当社株式の売却の適否のご判断や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を株主の皆様に適切に行って頂くためには、大規模買付者から株主の皆様に適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、あわせて当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を提供させて頂くことにより、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求め、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切にご判断されること、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、又は大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させて頂くこと、或いは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は大規模買付ルールの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成19年9月30日現在における当社の大株主については、別紙1「当社の株式の状況」のとおりです。

#### (2) 手続の設定

大規模買付ルールは、下記Ⅳ(1)に定義される当社株券等の20%以上の買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております(詳細については下記「Ⅳ. 大規模買付ルールの内容」をご参照下さい。)

#### (3) 対抗措置の発動

買付者等が大規模買付ルールにおいて定められた手続に依らずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記Ⅳ(4)①に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付ルールに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使又は当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

#### (4) 特別委員会の利用等

大規模買付ルールに従った対抗措置の発動又は不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会

の客観的な判断を最大限尊重することとします。

#### IV. 大規模買付ルールの内容

##### (1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>(注1)</sup>に関する当社の特定の株主の株券等保有割合<sup>(注2)</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>(注3)</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>(注4)</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>(注5)</sup>とその特別関係者<sup>(注6)</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>(注7)</sup>
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じといたします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>(注8)</sup>に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>(注9)</sup>を樹立する行為<sup>(注10)</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとし

ます。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (2) 意向表明書の提出及び必要情報の提供要求

大規模買付行為を開始又は実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供して頂く「必要情報提供要求書」を大規模買付者に交付します。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、必要情報の一般的な項目としては下記のとおりです。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答などを、速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や必要情報提供要求書に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、買付者等に対して自ら又は当社取締役会を通じて必要情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

なお、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと判断できる場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を発動する場合があります。

## 記

### 【必要情報の項目】

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>(\*)</sup>、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細。（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含む。）

- (\*1) 金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。
- (\*2) 大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴(勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む)、年齢及び国籍を記載。
- ② 大規模買付者及びそのグループそれぞれが保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において大規模買付者及びそのグループそれぞれが行った当社有価証券にかかる全ての取引(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。)、及び当社有価証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。)の内容。
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容。(買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付けの実現可能性等を含む。)
- ④ 買付等の価格の算定根拠。(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。)
- ⑤ 買付等の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った具体的な経緯。
- ⑥ 買付等の資金の裏付け。(当該資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑦ 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
- ⑧ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- ⑨ 当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要(上記①に準じた内容)及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- ⑩ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性。
- ⑪ 大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
- ⑫ 大規模買付者及びそのグループの過去10年間における犯罪歴及び罪名、課された刑罰(又は処分)の内容及び関与した裁判所名、並びに同期間における司法・行政手続きにより、旧証券取引法、金融商品取引法、旧商法、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)又は環境に関する法令(外国等におけるこれらに相当する法令を含む。)に違反する行為を認定しもしくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定もしくは命令等を受け、又はそのような判決、決定もしくは命令等を求める司法・行政手続きの対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けたもしくは求められた判決、決定又は命令

の内容。

- ⑬ 現在日本国又は外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容。
- ⑭ その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

### (3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の検討

#### ① 当社取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日、その他の大規模買付行為の場合には90日を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の助言・勧告等を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。この場合についても適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

#### ② 特別委員会の設置及び利用

当社は、大規模買付ルールの具体的運用が適正に行われること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置します。

特別委員会は当社取締役会により設置され、委員は3名以上5名以内で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役又は、社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、特別委員会の組成にあたり、下記の権限等を特別委員会に付与し、大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か及び対抗措置を採るか否か等の検討及び判断について、取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問することとします。

#### 【特別委員会の権限等】

1. 取締役会決議に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から勧告等を行うものとする。
2. 買付者に対し、前記(2)に定める意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答の記載内容が不十分であると判断した場合は、追加提出を求めることができる。
3. 買付者から前記(2)に定める大規模買付情報が提出された場合、当社取締役



会に対しても、意見及びその根拠資料、代替案、その他適宜必要と判断する情報、資料等の提示を要求できる。

4. 必要な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他必要と判断する者の出席を当社取締役会に要求し、意見又は説明を求めることができる。
5. 職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、等)の助言を得ることができる。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して勧告します。また、特別委員会は、必要に応じその判断の客観性、公正さ及び合理性を高めるために、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等その他必要な決議を行うものとします。

なお、当初の特別委員会は現在選定中ですので、決定次第お知らせいたします。

### ③ 株主に対する情報開示

当社は、大規模買付者が出現した事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、特別委員会による評価・検討が開始された事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び必要情報の概要その他の情報のうち、当社取締役会及び特別委員会等が、適切と判断する事項について、適切であると判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行うものといたします。

## (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### ① 大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合には、買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益の保護及び確保することを目的として、新株等の発行や新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置(以下「対抗措置」といいます。)の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守したか否か、及び対抗措置発動の適否については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は下記(5)に記載のものといたしますが、これに限定するものではありません。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

- i. 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ii. 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、

かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

## ② 大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置は不発動といたします。この場合には、大規模買付者からの大規模買付提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付提案及び当社が提示する大規模買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断して頂くこととなります。

ただし、大規模買付ルールに定める手続きが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、企業価値及び株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

- (a) 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (e) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (f) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (g) 当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
- (h) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇

方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に鑑みて、不十分又は不適当な内容である場合

- (i) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用等の毀損により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (j) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

この場合において、前記①と同様に対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

- i 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ii 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

#### (5) 本新株予約権の無償割当ての概要

大規模買付ルールに基づいて、対抗措置として実施する場合の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです(本新株予約権の詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

##### ① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての当社取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

##### ② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### ③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### ④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数(以下「対象株式数」とい

ます。)は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の(株)大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記⑨iiの規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)乃至(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)乃至(Ⅴ)に該当する者の関連者(以下、(Ⅰ)乃至(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨iiのとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- i. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ii. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- iii. 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含み

ます。)を定める場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

#### (6) 大規模買付ルールの導入手続

大規模買付ルールの導入については、以下のとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

当社定款第13条に、下記の規定を新設し、また、当社定款第6条所定の発行可能株式数を1,200万株から1,700万株に変更するとの内容を含む定款変更議案を、本定時株主総会に付議する予定です。なお、定款変更の詳細については、本日付で別途開示しております「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

変更後の当社定款第13条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、大規模買付ルールに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

#### 第13条（新株予約権無償割当ての決定機関）

当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

#### (7) 大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

当社第51期定時株主総会の決議による、大規模買付ルールにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合は大規模買付ルールは当該時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において大規模買付ルールに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合。
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（大規模買付ルールに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、大規模買付ルールを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、大規模買付ルールが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## V. 株主の皆様等への影響

### (1) 大規模買付ルールを導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールを導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」①に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式 1 株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1 株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### ① 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

## ② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

## ③ 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、前記IV(5)⑨に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## VI. 大規模買付ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

### (2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

前記Ⅳ(6)に記載のとおり、大規模買付ルールは、当社株主総会において、大規模買付ルールに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、前記Ⅳ(7)に記載のとおり、大規模買付ルールには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において上述の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなりますので、本対応方針の存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置する予定です。なお、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前記Ⅳ(4)②に記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅳ(7)に記載のとおり、大規模買付ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する可能性がありますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上



## 当社の株式の状況

平成 19 年 9 月 30 日現在における当社の大株主の状況

会社が発行する株式の総数 12,000,000 株  
 発行済株式の総数 5,491,490 株  
 株主数 1,605 名  
 大株主（上位 10 名）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	421	7.67
(有)コトブキ産業	奈良県香芝市関屋 1516-9	379	6.91
高鳥王昌	奈良県香芝市真美ヶ丘	354	6.46
タカトリ共栄会	奈良県橿原市新堂町 313-1	219	3.99
大阪中小企業投資育成(株)	大阪市北区堂島浜 1-2-6	187	3.40
タカトリ従業員持株会	奈良県橿原市新堂町 313-1	175	3.20
井上久雄	神奈川県厚木市下荻野	120	2.18
高鳥政廣	奈良県香芝市関屋	113	2.07
高鳥寿子	奈良県香芝市真美ヶ丘	109	2.00
西村幸子	大阪市平野区加美北	104	1.89

以 上

## 新株予約権無償割当ての要項

## 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）の内容は下記 2. に記載されるところに基づくものとし、本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の 1 倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

## (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

## (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## 2. 本新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

3) 上記 1) に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額（以下「行使価格」という。下記 2) に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 行使価格は、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除く。）の株大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気

配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使条件

1) ①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①乃至④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、⑥上記①乃至⑤に該当する者の関連者(以下、①乃至⑥に該当する者を「非適格者」と総称する。)は、本新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

2) 1)にかかわらず、次の①乃至④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
  - ② 当社を支配する意図がなく上記1) ①に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1) ①の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) ①の特定大量保有者に該当しなくなった者
  - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) ①の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、非適格者に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、①所定の手続の履行もしくは②所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は③その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
  - 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、①自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ②その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は（株）大阪証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記①及び②を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
  - 5) 本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適

格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

- 6) 本新株予約権を有する者が本(4)の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

- (6) 本新株予約権の譲渡

- 1) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。  
2) 本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、次の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

- ① 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か  
② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかであるか否か  
③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受けしようとしている者でないことが明らかであるか否か  
④ 譲受人が非適格者のために譲受けしようとしている者でないことが明らかであるか否か

- (7) 当社による本新株予約権の取得

- 1) 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。  
2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。  
3) 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。)を定めることができる。  
(8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収合併、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において別途決定する。  
(9) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 19 年 11 月 14 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

3. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

以上